

広島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年六月十日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲井原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町大字三谷字友定九二五七番地先から 福山市神辺町大字三谷字友定九三四番一地先まで	新	旧	六・五〇〇七 ・五〇	一七・〇〇	幅幅
	新	旧	六・五〇〇九 ・五〇	一七・〇〇	
福山市神辺町大字三谷字末国八八五番地先から 福山市神辺町大字三谷字末国前八七二番一地先まで	新	旧	七・〇〇〇八 ・五〇	四九・四〇	幅幅
	新	旧	四・〇〇〇八 ・五〇	四九・四〇	
福山市神辺町大字三谷字末国前八七二番一地先から 福山市神辺町大字三谷字家ノ東八七六番二地先まで	新	旧	四・〇〇〇 七・〇〇	三二・〇〇	幅幅
	新	旧	四・〇〇〇 七・〇〇	三二・〇〇	